○国税庁告示第十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人 ｎｐｏやまと	奈良県大和高田市大字大中七六番地	西田　先作	平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所	東京都千代田区神田錦町一丁目一四番地ウキガイビル	伊東　敦子	平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
特定非営利活動法人 国際インフラ調査会	東京都新宿区馬場下町一番地一早稲田ＳＩＡビル	小室　彬	平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	愛知県名古屋市千種区末盛通二丁目一一番地愛知学院大学歯学部	川口　文夫	平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	東京都港区南青山三丁目八番三七号第二宮忠ビル内	大西　健丞	平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

二　別表特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金の項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルスの項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表日本文字文化機構特定非営利活動法人の項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改める。

○国税庁告示第十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人１００万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターの項中「横松和夫」を「田中美枝子」に改める。

○農林水産省告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町・勇払郡占冠村・天塩郡遠別町（以上二町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

美瑛町・占冠村・遠別町（以上二町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津別町（次の図に示す部分に限る。）、紋別郡湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、湧別町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　(一)　変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道名寄市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道旭川市・檜山郡上ノ国町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道旭川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）